

## 文例（先妻、後妻ともに子がいる場合）

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 預貯金  
金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇  
名義人 遺言者

- 2 第2条及び第3条に記載する財産を除く遺言者の有する一切の財産

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金を、長女〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店  
種類 普通預金  
口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 遺言者は、遺言者名義の次の株式を、前妻〇〇〇〇との間の長男〇〇〇〇（生年月日 住所）に相続させる。

- 1 〇〇株式会社 〇〇株
- 2 株式会社〇〇 〇〇株

第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

- 住所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職業 〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

### ｜相続人・遺留分に注意

先妻は相続人になりませんが、先妻との間にできた子は相続人にあたります。先妻が子を引き取り、その子の名字が遺言者と違っていても関係なく、子であることには変わりませんので、相続権があります。法定相続分は前妻の子も後妻の子も同じ割合になります。

先妻の子を相続人として忘れて財産を残さなかった場合、当然にその子も遺留分権利者ですので、後に遺留分請求を行う可能性があります。相続人間に無用なトラブルが生じることもありますので、前の配偶者との間の子も忘れず相続人として、遺言を残しましょう。

### ｜遺産分割の指定&遺言執行者の指定

先妻、後妻ともに子がいる場合は、場合によってはお互いの存在さえも知らないことも、どちらか一方だけが存在を知っている場合も考えられます。争いになることは少なくありませんので、そもそも遺産分割協議が必要のないように、遺言で遺産分割の指定をしておきましょう。具体的な財産の指定をしておけば、相続人間に遺産分割協議の必要がありませんので、無用なトラブルを避けることができるでしょう。また、遺言執行者を指定しておくことで遺言どおりの執行が期待できます。相続開始後の相続人の負担も軽減されますし、手続きが円滑に進みます。